Pick up information
ピックアップインフォメーション

麻しん・風しんの定期予防接種

問 駅南庁舎保健医療課
TEL 0857-30-8640 FAX 0857-20-3962

一部の自治体や医療機関で麻しん風しん混合（MR）ワクチンが供給不足になっていることから、令和６年度の接種対象者のうち、令和６年度末までに予防接種ができなかった人は、令和７年度から２年間は対象期間を超えての接種が可能です。

■対 象 者

【麻しん風しん第１期】
令和４年４月２日～令和５年４月１日生まれ

【麻しん風しん第２期】
平成30年４月２日～平成31年４月１日生まれ

【風しん第５期】
昭和37年４月２日～昭和54年４月１日生まれの男性で、令和６年度末までに風しん抗体検査を実施した結果、風しん抗体価が基準より低い人

■実施期間　令和９年３月31日まで

■接 種 券
既に交付している接種券およびクーポン券は有効期限が切れていますが、実施期間中に限り、引き続き使用可能です。転出された場合は、本市の接種券は使用できませんのでご注意ください。紛失、転入などでお手元に接種券がない場合は、お問い合わせください。

介護保険負担限度額認定証の更新手続き

問 本庁舎長寿社会課（13番窓口）
TEL 0857-30-8212 FAX 0857-20-3906

現在お持ちの認定証の有効期限は７月31日です。介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）に入所中の人は、施設が代行で申請手続きを行う場合がありますので、施設へご相談ください。認定証をお持ちの人には更新のお知らせをお送りする予定です。

詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。

受付期間　６月２日(月)～30日(月)
と こ ろ　本庁舎長寿社会課
各総合支所市民福祉課
必要なもの　本人確認書類、代理権を確認できる書類など

松くい虫防除の薬剤散布にご協力を

問（賀露町区域）本庁舎林務水産課（46番窓口） TEL 0857-30-8311 FAX 0857-20-3043
問（福部町区域）福部町総合支所産業建設課 TEL 0857-30-8666 FAX 0857-74-3714

【散布予定】

散布区域	賀露町	福部町(海士)	福部町(湯山)
散布日	6月10日(火)	6月11日(水)	6月13日(金)
時間	5:00～12:00	5:00～8:00	5:00～8:00

※当日の気象条件などにより予定が変更となる場合があります。

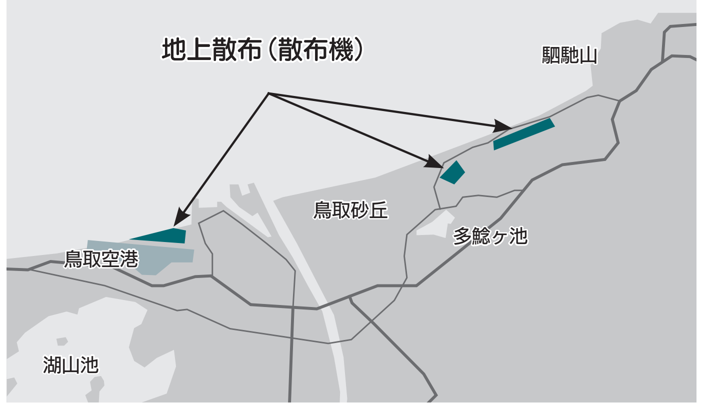

【おねがい】
- ●散布当日に散布地域とその付近の山林に入ると、頭痛やめまいなどが起きることがあります。散布後１週間程度は散布区域への立入を控えてください。
- ●散布中は地域内での駐車は避けてください。薬剤がかかったと思われたら、すみやかに洗車してください。
- ●散布区域内で山菜などを採られる人は、散布前日までに採ってください。
- ●散布区域付近に住んでいる人は、当日の午前中は、洗濯物などを外に干さないようにしてください。
- ●福部町での薬剤散布については、交通規制を実施する為、ご理解ご協力の程よろしくお願いします。

※使用する薬剤は、松くい虫をはじめとする林業害虫防除用のスミパイン乳剤（MEP80）を水で薄めたものです。

後期高齢者医療制度【保険料率】

問 鳥取県後期高齢者医療広域連合業務課 TEL 0858-32-1099
問 本庁舎保険年金課（13番窓口） TEL 0857-30-8225 FAX 0857-20-3906

後期高齢者医療制度の保険料率は２年ごとに見直しを行っています。今年度は昨年度同様の保険料率ですが、昨年度適用されていた所得割と賦課限度額の激変緩和措置の適用がなくなります。

　　　【均等割額】　【所得割額】
年額保険料＝52138円＋所得×10.64％

※保険料の最高額（賦課限度額）：80万円
※所得が低い人については、均等割額の軽減措置が適用されます。
※後期高齢者医療制度に加入する前日に健康保険などの被扶養者であった人は、所得割額はかかりません。また、資格取得日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、均等割額が５割軽減されます。

■保険料（均等割額）の軽減措置

軽減割合	世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	軽減後均等割額
７割軽減	「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－１）」以下	15,641円
５割軽減	「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－１）＋30万５千円×世帯の被保険者数」以下	26,069円
２割軽減	「43万円＋10万円×（年金・給与所得者数－１）＋56万円×世帯の被保険者数」以下	41,710円

※年金・給与所得者数とは、次の①または②に該当する世帯主および世帯の被保険者の人数です。
①公的年金等収入が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える人
②給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える人
※「10万円×（年金・給与所得者数－１）」の部分は、年金・給与所得者数が世帯に２人以上の場合に適用します。
※65歳以上の人で公的年金等雑所得がある場合は、公的年金等雑所得から15万円を控除した額が軽減判定所得となります。
※令和７年度は、５割軽減・２割軽減の軽減判定基準が拡大されました。

戦没者等のご遺族のみなさんへ 第12回特別弔慰金の支給

【鳥取地域】問 本庁舎生活福祉課（18番窓口） TEL 0857-20-3472・3473 FAX 0857-20-3908
【新 市 域】問 各総合支所市民福祉課 TEL・FAX 10㌻

■支給対象者
令和７年４月１日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人※1に対して支給されます。

なお、支給対象遺族は、戦没者などの死亡当時生まれていたことが要件です（子については、戦没者等の死亡時の胎児も含む）。

1. 令和７年４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金※2の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、なおかつ戦没者と氏が同じである①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 上記３以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上生計を有していた上記１～４以外の三親等内の親族

※１：優先順位が同じ人は、あらかじめ受給者を誰にするかよく話し合ってください。
※２：『特別弔慰金』と『弔慰金』は違う種類の給付金です。

■支給内容
額面27万５千円、５年償還（年５万５千円）の記名国債

■請求期限　令和10年３月31日まで
※６月は大変混雑することが予想されます。請求期限にはゆとりがありますので、混雑時期を避けた手続きをお勧めします。
※詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。

※イベントや講座などは中止・延期・内容が変更になる場合があります。　最新の情報は、本市公式ウェブサイトか、各問合せ先でご確認ください。